

浜松市教育委員会民間企業等長期体験研修実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、教員の視野の拡大及び、発想の転換等による意識の改革を図り、時代の変化に対応できる学校づくりを推進するため、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第22条第3項の規定による教員の民間企業、社会福祉施設、社会教育施設その他の学校以外の職場に派遣して行う1月以上1年以内の長期にわたる研修(以下「長期体験研修」という。)を民間企業等の協力を得て実施するものとし、その実施に関し必要な事項は、この要綱の定めるところによる。

(対象者)

第2条 長期体験研修の対象者は、次に掲げる要件のいずれかに該当する教員とする。

- (1) 浜松市立小学校又は、中学校に勤務する教諭又は養護教諭で、原則として30歳以上45歳未満の者
- (2) 浜松市立の小学校又は中学校に勤務する教頭

(体験研修先)

第3条 長期体験研修に係る教員の派遣先(以下「体験研修先」という。)は、次に掲げる施設等で、研修の目的を達成するため有意義であると浜松市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が認めるものとする。

- (1) 民間企業
- (2) 社会福祉施設及び医療施設
- (3) 社会教育施設

(研修生の決定等)

第4条 教育長は、体験研修対象教員の中から長期体験研修に係る研修生(以下「研修生」という。)を決定し、当該決定に係る教員にその旨並びに次条に定める体験研修先及び体験研修期間を民間企業等長期体験研修決定通知書(様式第1号)により、所属長を経由して通知するとともに所属長に対してもその旨を通知するものとする。

(体験研修先及び研修期間の決定)

第5条 体験研修先及び体験研修期間については、研修生の特性等を考慮し、所属長と協議の上、教育長が決定する。

(研修生の服務等)

第6条 研修生は、体験研修期間中、市の服務規程及び体験研修先の服務規程に従い、長期体験研修に専念するものとする。

- 2 研修生は、長期体験研修期間中に体験研修先において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。長期体験研修の終了後においても、同様とする。

(給与等の支給)

第7条 研修生には給与のほか長期体験研修に要する交通費等の実費を支給するものとする

る。

(長期体験研修の報告)

第8条 研修生は、毎月の体験研修の研修状況を民間企業等体験研修実績簿(様式第2号)により教育長に報告しなければならない。また、必要に応じて、民間企業等長期体験研修報告書(様式第3号)を教育長あて提出する。

2 研修生は、長期体験研修を終了したときは、民間企業等長期体験研修終了報告書(様式第4号)により教育長に報告しなければならない。

3 教育長は、必要があると認めるときは、研修派遣先に対して、長期体験研修の実施状況について報告を求めることができる。

(災害に対する措置等)

第9条 研修生に生じた長期体験研修中の災害及び体験研修先への通勤による災害については、市の公務上の災害又は通勤による災害として取り扱う。

(長期体験研修の中止)

第10条 教育長は、研修生が次の各号のいずれかに該当する場合は、長期体験研修を中止するものとする。

(1) 研修実績が著しく不良である場合

(2) 研修命令に違反する行為、非行その他の理由により研修生として適格性に欠けると認められる場合

(3) 心身の故障のため、長期体験研修の継続が困難になった場合

(協定の締結)

第11条 浜松市教育委員会は、長期体験研修の実施に当たり、体験研修先と長期体験研修の実施に関する協定書(様式第5号)を締結するものとする。

(事務主管)

第12条 長期体験研修に関する事務は、浜松市教育委員会教職員課において行うものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、長期体験研修に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

様式第2号(第8条関係)

民間企業等長期体験研修実績簿

体験研修先	
学校名	
職・氏名	印
担当者確認印	印

年 月分

日	区分	研修内容	交通手段	交通実費	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					

様式第3号

民間企業等長期体験研修報告書

(あて先)

浜松市教育委員会教育長

年 月 日

派遣先	
学校名	
職・氏名	印

年 月分

〔研修の内容〕

〔研修についての意見、感想〕

(注) 参考となる資料がある場合は添付のこと。

様式第4号(第8条関係)

民間企業等長期体験研修終了報告書

(あて先)

浜松市教育委員会教育長

年 月 日

体験研修先	
体験研修期間	年 月 日 ~ 年 月 日
学校名・職・氏名	浜松市立 学校 印

< 研修の内容 >

< 研修を終えて >

(注) 参考となる資料がある場合は添付のこと。

様式第5号(第11条関係)

民間企業等長期体験研修委託協定書

《浜松市立 学校》《職名》《派遣職員氏名》の研修の委託に関し、浜松市教育委員会(以下「甲」という。)と《委託者》(以下「乙」という。)とは、次のとおり協定を締結する。

(研修の委託)

第1条 甲は、民間企業等長期体験研修(以下「体験研修」という。)を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

(研修の内容)

第2条 体験研修の内容は、甲、乙協議のうえ、別途定めるものとする。

(体験研修の期間)

第3条 体験研修の期間は、《研修開始日》から《研修終了日》までとする。

(研修生の派遣)

第4条 甲は、この協定に基づく研修を受けさせるため、《派遣教員氏名》を乙に派遣するものとする。

(研修生の勤務等)

第5条 前条の規定により派遣された教員(以下「研修生」という。)の勤務時間は、乙の勤務時間に従うものとする。

2 研修生は、体験研修期間中、乙の定める者の指示に従うものとする。

3 研修生の年次休暇等の承認は、乙の所属長を経由して、甲の所属長が行うものとする。

4 研修生の出勤等の把握は、研修実績簿によるものとする。

5 甲は、必要のあるときは、乙から研修生の出勤等の報告を求めることができる。

6 甲は、研修生に対し、体験研修の期間中、知り得た秘密について、体験研修の期間中はもとより、研修修了後においても守秘義務を負わせるものとする。

(費用弁済)

第6条 研修生の体験研修の期間中、研修に要した費用については甲の規定により支給する。

(災害補償)

第7条 研修中の災害及び企業等への通勤による災害については、甲の公務上の災害又は通勤による災害として取り扱う。

(秘密を守る義務)

第8条 研修生は、派遣先の企業等において知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。

2 前項の秘密とは、派遣先の企業等が秘密であると明示した事項その他それを漏らすことが当該企業等の利益を侵害すると客観的に認められる事項をいう。

(報告)

第9条 甲は、研修生に対して、乙への体験研修の期間中、研修生の研修状況を報告させることができるものとする。

(体験研修の取り消し)

第10条 甲及び乙は、研修生が次の各号のいずれかに該当する場合は、体験研修を中止するものとする。

(1) 研修実績が著しく不良である場合

(2) 研修命令に違反する行為、非行その他の理由により研修生として適格性に欠けると認められる場合

(3) 心身の故障のため、研修の継続が困難になった場合

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じた事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

(甲)

(乙)